

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

堺市長 永藤 英機

市町村名 (市町村コード)	堺市 (271403)	
地域名 (地域内農業集落名)	菅生新田地区 (菅生新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月1日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区の西側には、東区の玄関口である北野田駅があり、北側には美原区役所や大規模商業施設が立地している。

・近年は、大規模商業施設への出荷に取り組む経営体もある。

・登記上は田が75%で畑が23%であるが、現況は田が55.2%で畑が44.8%である。

・自作地が96%(筆数)と農地を所有する経営体による耕作が主となっている。

・一方、林に隣接する圃場及びアクセスの悪い圃場は、栽培や出荷の作業効率が悪いいため、不耕作化する傾向がみられる。

・10年後の農地利用の意向は、自作面積9.50haのほか、貸し出し希望3.24haである。

・アンケート調査の結果、地権者単位では、「後継者なし」が24%、「後継者はいるが就農は未定」が46%(面積単位では、「後継者なし」が18%、「後継者はいるが就農は未定」が52%)と後継者不足が顕著であり、新たな耕作者の確保・育成が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・アクセスが概ね良好な農地は、米・野菜・果物の販売農家を中心に既存の販売ルートを基本に営農を継続していく。

・稲作を中心とし、近隣の大規模商業施設と連携しながら、消費者ニーズに見合った作物を栽培する。

・南河内環境事業組合資源再生センターの有機肥料や酪農団地の牛糞たい肥等を使用した有機農業へ取り組む。

・JA大阪南管内であり、堺産だけではなく南河内産の農産物としてのブランディングも可能なため、販売方法を意識して栽培作物の選択を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・現在、地域内で農業上の利用が行われている全ての区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・利便性が高い農地は積極的に集積等を行う。 ・農地中間管理機構などを活用して、認定農業者をはじめ既存農業者や新規就農者などで、地域と調和、共生できる経営体の参入を促進し、農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業をリタイア、経営転換する経営体は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するために利用権を設定・交換する場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・接道状況が悪い地域の農道整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域と調和、共生できる経営体の確保・育成を図るため、関係機関と連携し、支援を行っていく。 ・近隣に大きな商業施設ができたことから、稲作を中心としつつも他の作物について南河内地域の有力農家に情報提供や販売支援を求め、地域内外から意欲ある人材の確保・育成をめざす。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・JA大阪南等への農作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 富田林市との境界地域で近年アライグマによる被害が頻発しており、堺市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施、また、両市で連携した効率的な対策を講ずる。

② 南河内環境事業組合資源再生センターの有機肥料(し尿処理由来)や酪農団地の牛糞たい肥の活用。

⑦ 耕種農家でマッチングできない農地は、養蜂家との連携に取り組む。

⑧ 接道状況が悪い地域の農道整備。